

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年5月16日(2013.5.16)

【公表番号】特表2012-522799(P2012-522799A)

【公表日】平成24年9月27日(2012.9.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-039

【出願番号】特願2012-503719(P2012-503719)

【国際特許分類】

A 6 1 K	8/84	(2006.01)
A 6 1 K	8/34	(2006.01)
A 6 1 K	8/25	(2006.01)
A 6 1 K	8/73	(2006.01)
A 6 1 K	8/20	(2006.01)
A 6 1 K	8/21	(2006.01)
A 6 1 K	8/29	(2006.01)
A 6 1 Q	11/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	8/84
A 6 1 K	8/34
A 6 1 K	8/25
A 6 1 K	8/73
A 6 1 K	8/20
A 6 1 K	8/21
A 6 1 K	8/29
A 6 1 Q	11/00

【手続補正書】

【提出日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

非水性歯磨組成物であつて、

a. カラギーナンゴムおよびカルボキシメチルセルロースゴムからなる群から選択される少なくとも1種類のゴム；ならびに

b. 生体許容性・生物活性ガラス

を含み、エッチングした象牙質の流体流速の約45%を超えない、象牙質の流体流速を付与する口腔ケア組成物。

【請求項2】

少なくとも1種類のゴムがカラギーナンゴムである、請求項1に記載の歯磨組成物。

【請求項3】

カラギーナンゴムが、ベータ-、イオタ-、カッパ-およびラムダ-タイプのカラギーナンからなる群から選択される、請求項2に記載の歯磨組成物。

【請求項4】

少なくとも1種類のカラギーナンゴムがイオタ-カラギーナンである、請求項3に記載の歯磨組成物。

**【請求項 5】**

イオタ - カラギーナンが 0.01 重量 % から 5.0 重量 % までの量で存在する、請求項 4 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 6】**

少なくとも 1 種類のゴムがカルボキシメチルセルロースゴムである、請求項 1 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 7】**

カルボキシメチルセルロースゴムがカルボキシメチルセルロースナトリウムである、請求項 6 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 8】**

カルボキシメチルセルロースナトリウムが 0.01 重量 % から 5.0 重量 % までの量で存在する、請求項 7 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 9】**

さらに少なくとも 1 種類の無水保湿剤を含む、請求項 1 乃至 請求項 8 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

**【請求項 10】**

無水保湿剤がグリセリンである、請求項 9 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 11】**

グリセリンが 20.0 重量 % から 80.0 重量 % までの量で存在する、請求項 10 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 12】**

生体許容性 - 生物活性ガラスがリンケイ酸ナトリウムカルシウムである、請求項 1 乃至 請求項 11 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

**【請求項 13】**

リンケイ酸ナトリウムカルシウムが 1.0 重量 % から 20 重量 % までの量で存在する、請求項 12 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 14】**

さらに少なくとも 1 種類の界面活性剤を含む、請求項 1 乃至 請求項 13 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

**【請求項 15】**

少なくとも 1 種類の界面活性剤がラウリル硫酸ナトリウムである、請求項 14 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 16】**

少なくとも 1 種類の界面活性剤がコポリマーである、請求項 14 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 17】**

コポリマーがエチレンオキシド / プロピレンオキシドコポリマーである、請求項 16 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 18】**

さらにカリウム塩を含む、請求項 1 乃至 請求項 17 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

。

**【請求項 19】**

カリウム塩が塩化カリウムである、請求項 18 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 20】**

さらにフッ化物塩を含む、請求項 1 乃至 請求項 19 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

。

**【請求項 21】**

フッ化物塩がモノフルオロリン酸ナトリウムである、請求項 20 に記載の歯磨組成物。

**【請求項 22】**

さらに増白剤を含む、請求項 1 乃至 請求項 21 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

**【請求項 23】**

増白剤が二酸化チタンである、請求項 2 2 に記載の歯磨組成物。

【請求項 2 4】

さらに歯石防除剤を含む、請求項 1 乃至請求項 2 3 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

【請求項 2 5】

さらに抗細菌剤を含む、請求項 1 乃至請求項 2 4 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

【請求項 2 6】

非水性歯磨組成物であつて、

a . 0 . 0 1 重量 % から 5 . 0 重量 % までの、カラギーナンゴムおよびカルボキシメチルセルロースゴムからなる群から選択される少なくとも 1 種類のゴム；

b . 2 0 . 0 重量 % から 8 0 . 0 重量 % までの少なくとも 1 種類の保湿剤；

c . 1 . 0 重量 % から 2 0 . 0 重量 % までの生体許容性 - 生物活性ガラス；

d . 1 . 0 重量 % から 3 0 . 0 重量 % までの少なくとも 1 種類の界面活性剤；

e . 0 . 0 1 重量 % から 1 0 . 0 重量 % までのカリウム塩；

f . 0 . 0 1 重量 % から 5 . 0 重量 % までのフッ化物塩；ならびに

g . 0 . 0 1 重量 % から 5 . 0 重量 % までの増白剤

を含み、エッチングした象牙質の流体流速の約 4 5 % を超えない、象牙質の流体流速を付与する口腔ケア組成物。

【請求項 2 7】

少なくとも 1 種類のゴムがカラギーナンゴムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 2 8】

カラギーナンゴムが、ベータ - 、イオタ - 、カッパ - およびラムダ - タイプのカラギーナンからなる群から選択される、請求項 2 7 に記載の歯磨組成物。

【請求項 2 9】

少なくとも 1 種類のカラギーナンゴムがイオタ - カラギーナンである、請求項 2 8 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 0】

少なくとも 1 種類のゴムがカルボキシメチルセルロースゴムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 1】

カルボキシメチルセルロースゴムがカルボキシメチルセルロースナトリウムである、請求項 3 0 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 2】

少なくとも 1 種類の保湿剤が無水保湿剤である、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 3】

無水保湿剤がグリセリンである、請求項 3 2 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 4】

生体許容性 - 生物活性ガラスがリンケイ酸ナトリウムカルシウムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 5】

少なくとも 1 種類の界面活性剤がラウリル硫酸ナトリウムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 6】

少なくとも 1 種類の界面活性剤がコポリマーである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 7】

コポリマーがエチレンオキシド / プロピレンオキシドコポリマーである、請求項 3 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 8】

カリウム塩が塩化カリウムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 3 9】

フッ化物塩がモノフルオロリン酸ナトリウムである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 4 0】

増白剤が二酸化チタンである、請求項 2 6 に記載の歯磨組成物。

【請求項 4 1】

さらに歯石防除剤を含む、請求項 2 6 乃至請求項 4 0 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

【請求項 4 2】

さらに抗細菌剤を含む、請求項 2 6 乃至請求項 4 1 のいずれか 1 項に記載の歯磨組成物。

【請求項 4 3】

知覚過敏症の歯を清浄化するための非水性歯磨組成物であって、歯磨組成物が

a . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までの、カラギーナンゴムおよびカルボキシメチルセルロースゴムからなる群から選択される少なくとも 1 種類のゴム；

b . 2 0 . 0 重量%から 8 0 . 0 重量%までの少なくとも 1 種類の保湿剤；

c . 1 . 0 重量%から 2 0 . 0 重量%までの生体許容性 - 生物活性ガラス；

d . 1 . 0 重量%から 3 0 . 0 重量%までの少なくとも 1 種類の界面活性剤；

e . 0 . 0 1 重量%から 1 0 . 0 重量%までのカリウム塩；

f . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までのフッ化物塩；ならびに

g . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までの増白剤

を含み、口腔ケア組成物がエッチングした象牙質の流体流速の約 4 5 %を超えない、象牙質の流体流速を付与し、その必要がある被験対象の知覚過敏症の歯を該組成物と接触させる、非水性歯磨組成物。

【請求項 4 4】

知覚過敏症の歯を増白するための非水性歯磨組成物であって、歯磨組成物が

a . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までの、カラギーナンゴムおよびカルボキシメチルセルロースゴムからなる群から選択される少なくとも 1 種類のゴム；

b . 2 0 . 0 重量%から 8 0 . 0 重量%までの少なくとも 1 種類の保湿剤；

c . 1 . 0 重量%から 2 0 . 0 重量%までの生体許容性 - 生物活性ガラス；

d . 1 . 0 重量%から 3 0 . 0 重量%までの少なくとも 1 種類の界面活性剤；

e . 0 . 0 1 重量%から 1 0 . 0 重量%までのカリウム塩；

f . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までのフッ化物塩；ならびに

g . 0 . 0 1 重量%から 5 . 0 重量%までの増白剤

を含み、口腔ケア組成物がエッチングした象牙質の流体流速の約 4 5 %を超えない、象牙質の流体流速を付与し、その必要がある被験対象の知覚過敏症の歯を該組成物と接触させる、非水性歯磨組成物。